◇**株式会社企業再生支援機構法の施行期日を定める政令**（政令第二三三号）（内閣府本府）

株式会社企業再生支援機構法（平成二一年法律第六三号）の施行期日を平成二一年九月二八日とすることとした。

◇**株式会社企業再生支援機構法施行令**（政令第二三四号）（内閣府本府）

1　株式会社企業再生支援機構法第二五条第一項に規定する国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができない法人等の具体的要件を定めることとした。（第一条関係）

2　株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）の借入金及び社債発行の限度額を一兆六、〇〇〇億円とすることとした。（第二条関係）

3　機構が、信用保証協会が債務の保証をした債権の買取り等を行う場合において、当該債務の保証に係る信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫との間の保険関係が消滅しないようにすることとした。（第三条関係）

4　この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令とすることとした。（第四条関係）

5　この政令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二一年九月二八日）から施行することとした。

◇**株式会社企業再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二三五号）（内閣府本府）

1　株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）の職員となるため退職し、機構の職員として在職した後復職する国家公務員に関し、国家公務員退職手当法施行令等四政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第四条関係）

2　法人税において、債務処理に関する計画の策定があった場合に資産の評価損益の計上等が認められる措置の対象となる計画の範囲に、機構が再生支援したものを追加することとした。（第五条関係）

3　機構の職員となるため退職出向する国家公務員等に関し、職員の退職管理に関する政令及び特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第六条及び第七条関係）

4　この政令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二一年九月二八日）から施行することとした。

◇**特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の施行期日を定める政令**（政令第二三六号）（国土交通省）

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二一年法律第六四号）の施行期日は、平成二一年一〇月一日とすることとした。

政　令

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百二十三号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年十二月四日とする。

内閣総理大臣　麻生　太郎

総務大臣　佐藤　勉

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百二十四号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第五号の二及び第四項、第五条第一項第一号並びに第五条の二第二項、第三項第一号及び第六項、同法第九条の十四第三項において準用する同法第五条の三第四項並びに同法第五条の五第一項、第二項及び第四項、第九条の十三第一項、第九条の十四第一項及び第二項、第十条の五第一項並びに第十三条の四、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項並びに銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第四十条とし、第十一条を第三十九条とする。

第十条の表中「（空気けん銃を除く。）」を削り、同条を第三十八条とする。

第九条を第三十七条とし、第八条を第三十六条とする。

第七条の三第一項中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第二項の規定は、都道府県公安委員会が法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えをした場合について準用する。

第七条の三を第三十五条とする。